

諏訪信用金庫と関東信越税理士会諏訪支部が 「中小企業支援に関する協定」を締結しました

諏訪信用金庫と関東信越税理士会諏訪支部は平成30年7月10日、「中小企業支援に関する協定」を締結しました。諏訪地方の中小企業が抱える経営課題やコンサルティングニーズなどに対して、地域事情に精通した両者が、相互の事業特性を生かして支援する協定です。これにより従来以上に専門性、難易度の高い課題、相談等への支援が可能となります。

主な連携事項は○地域内の中小企業が抱える課題等の解決支援に関すること○地域内の中小企業への情報提供に関すること○各種セミナー、相談会、研修・情報交換会などの開催に関すること○その他両者が合意した中小企業支援に寄与する事業です。協定期間は、協定書の締結日から平成31年3月31日まで。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までにいずれか一方が意思表示しない場合は1年間延長し以後も同様です。

同日、諏訪信用金庫本店で行われた締結式では、当金庫の今井誠理事長と関東信越税理士会諏訪支部の五味桂一支部長が協定書に調印しました。

今回の協定を生かし、今後もきめ細かく中小企業の皆様をご支援いたします。

